

令和4年度第25回人事委員会 会議結果〈概要〉

1 日 時

令和4年11月28日（月）午後2時00分～午後2時40分

2 場 所

人事委員会 審理室（都庁第一本庁舎南塔 41 階）

3 出席者

（委 員）青山委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）初宿事務局長、新田見任用公平部長、谷試験部長、田中審査担当部長、田近
総務課長、鎌田任用給与課長

4 議 事

〈報 告〉

報告第12号 令和4年度給与改定交渉妥結内容の概要について

〈議 案〉

第52号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

第53号議案 一般任期付職員の採用の承認について

報告第12号 令和4年度給与改定交渉妥結内容の概要について

事務局から、報告第12号に沿って任命権者と職員団体との妥結内容の概要について説明した。

委員より、給料の調整額が一番高額である食肉衛生検査所の月額38,000円は、他よりかなり高額なのかとの質疑があり、事務局から廃棄物埋立管理事務所は月額34,200円であるので、抜きん出て高額なわけではない旨、回答した。

委員より、妊娠症状対応休暇が時間単位で取得可能ということになれば、これまでは10日以内の取得であったが、1時間ならば約80回取得可能になるということかとの質疑があり、事務局からそうである旨、回答した。

委員より、昇給制度の見直しについて、一般職の実施時期が令和6年度からなのは、職員団体からの要望によるものかとの質疑があり、事務局から任命権者から昇給制度の見直しについて提案した際は実施時期を令和5年度としていたが、労使交渉の結果、令和6年度から実施することになった旨、回答した。

第 52 号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

標記議案について、事務局から、東京都議会議長より意見聴取の照会があった下記の条例について、令和 4 年の人事委員会勧告等に伴う改正であり、照会に対しては異議なしとして回答したい旨、説明した。

- 1 第 213 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 214 号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 215 号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第 217 号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第 218 号議案 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

<以下、非公開案件>

第 53 号議案 一般任期付職員の採用の承認について

次回開催日程について

次回委員会は、令和 4 年 12 月 2 日（金）午後 2 時 00 分から開催することとした。